

2022 (令和4年) 9月1日

イマジン・グローバル・ケア株式会社 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL048-844-8972/FAX048-829-7444

理事長 池本 誠司

申 入 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

ところで、貴社の販売するブロリコ（以下「本件商品」といいます。）に関するWEB広告

https://lp.brolico.net/pc_bct_al_g_hp?utm_source=google&utm_medium=cpc&utm_campaign=jigyousho_001&gclid=CjwKCAjwwdWVBhA4EiwAjcYJEDRrHUYXqNhbIOzB4bBw3a_HXh0iOHXH-Sh0wEnlmV8zsCBhC8g6RoCz3MQAvD_BwE

上の表示（上記アドレスは、ご修正いただいた現在の公式ページのものとなります。なお、お問合せさせていただいた際に引用させていただいたアドレス

https://lp.brolico.net/pc_bct_kv1_g_hp?argument=WddHc3iQ&dmai=a60d972ff9ee5c&utm_source=google&utm_medium=cpc&utm_campaign=jigyousho_001&gclid=CjwKCAjwx46TBhBhEiwArA_DjBxf3Mya_Fiw8vV9ab4ASSL0c3Zufus133DCg-U2AxWZQAA1Lf_PCRoC7WoQAvD_BwE

をクリックすると、未だにイメージ調査に基づく No.1 表示が記載されたままになっているなど変更が見られませんので、当該ページが現在どのように運用されているのかについてのご確認と、必要に応じたご修正もお願いできればと思います。）について、問合せをさせていただきましたが、それに対し、令和4年5月30日付けでご回答いただき（かつ、WEB広告上の表示を一部ご訂正いただき）、ありがとうございます。

ご回答を受けて検討させていただいた結果、下記のとおり、申入れをいたします。

つきましては、本書面到着後2週間以内に、本申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。

なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

本件商品の上記広告表示中、全額返金保証を謳う以下の表示について、使用を停止すること、又は、適切な内容に修正することを求めます。

【表示の摘示】

「**一無期限 全額返金保証**」との表示（以下「本件表示」といいます。）。

第2 申入れの理由

1 景品表示法(以下「法」ということがあります。)の規定

商品・サービスの品質や価格についての情報は、消費者が商品・サービスを選択する際の重要な判断材料であり消費者に正しく伝わる必要があるとの観点から、景品表示法は、商品・サービスの品質又は価格について、実際よりも著しく優良又は著しく有利であると表示すること等を禁止しています。

禁止される表示には、商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示(優良誤認表示。法30条1項1号・法5条1号)、商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示(有利誤認表示。法30条1項2号・法5条2号)及び一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示(法5条3号)があります。

本件表示は、取引条件に関する表示ですので、有利誤認表示(法30条1項2号・法5条2号)が、問題となります。

2 申入れの対象となる本件表示の内容と申入れの理由

「**一無期限 全額返金保証**」との表示に関して、貴社から、返金されるのは初回購入の商品1個の価格である2981円(税込み)のみであるとのことをご回答をいただきました(令和4年5月30日付け回答書)。

しかしながら、上記公式ページ上は、定期購入契約が基本形態とされているところ、定期購入契約を締結しようとする一般消費者は、「無期限」や「全額」との表示を見れば、定期購入契約を締結した後、仮に2回目以降の発送がなされた後であっても、それまでに購入した分の全ての返金を受けられるとの印象を持つはずで

す。そうすると、本件表示は、一般消費者に対し、実際の取引条件よりも著しく有利であると誤認させる表示に当たるといえます。

仮に、打消し表示として「初回お届け商品分の全額を返金いたします。」と表示していたとしても、「一無期限— 全額返金保証」という強調表示から持つに至った上記誤認を打ち消すことは困難であり、本件表示に基づく上記誤認の結果、一般消費者の合理的かつ自主的な選択が阻害されてしまうと思料いたします。

そのようなことから、上記誤認を生じさせる強調表示ではなく、一般消費者が、初回のみ全額返金されるにすぎないことを明確に読み取れるよう、本件表示のご変更をお願いいたします。

第3 結論

以上より、貴社におかれては、第1記載の本件表示の使用を停止し、又は、適切な内容に修正するよう申し入れます。

以上

<本件に関する問い合わせ>

適格消費者団体

特定費非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 加藤

TEL:048-844-8972/FAX:048-829-7444